

IASB ヘッジ会計 レビュー・ドラフト (RD) 解説

2012年9月7日、IASBから「ヘッジ会計」のレビュー・ドラフト(以下RD)がWebにPostされた。「ヘッジ会計」に関しては、2010年12月に公開草案(以下ED)が公表され、その後、寄せられたコメントに対する審議も既に終了している。今般のWeb Postは、関係者からコメントを求めるものでなく(従って、再公開草案ではない)関係者に内容に習熟してもらうため(情報提供が目的)とされている。12月初めまでWebにPostされ、その後、最終基準化される見込みである。尚、今回はオープン・ポートフォリオ(マクロヘッジ)は対象外とされており、これについては別プロジェクトが進行中である。

RDは基準書、即ち、IFRS9「金融商品」の体裁となっている。「ヘッジ会計」はその第6章に編入されている。「本文」「適用指針」「結論の根拠」「設例」からなる。「本文」の構成は以下の通りである。

大項目	中項目	本文・項番号	本紙の頁
ヘッジ会計	目的及び対象範囲	6.1	3
ヘッジ手段	適格要件	6.2.1 - 6.2.3	4
	ヘッジ手段の指定	6.2.4 - 6.2.7	5
ヘッジ対象	適格要件	6.3.1 - 6.3.6	6
	ヘッジ対象の指定(リスク要素、階層指定)	6.3.7	8
ヘッジ会計の 適格要件		6.4	13
ヘッジ会計 処理	全般	6.5	17
	FVヘッジ	6.5.8 - 6.5.10	19
	CFヘッジ	6.5.11 - 6.5.12	20
	在外事業体の純投資	6.5.13 - 6.5.14	21
	中止とバランス再調整	6.5.5 - 6.5.7	22
	オプションの時間的価値・金利要素の処理	6.5.15 - 6.5.16	30
項目グループ	項目のグループのヘッジの要件	6.6	35
クレデリ	クレデリを使った信用リスクのヘッジ	6.7	40
非金融契約	非金融項目の契約(自己使用の例外)	(IAS39)	42
開示	開示	(IFRS7)	43
発効日	発効日と経過措置	7	48
設例	開示例	IGC-IGE	49

1 はじめに

金融商品プロジェクト (IN1-IN7, BCIN.1-9)

ヘッジ会計は IAS39（金融資産・負債と、ある種の非金融項目を売買する契約の認識と測定要件を定めている）改定プロジェクトの一つの第3フェーズである。

IASB は、財務諸表の利用者にとっての金融商品に関する情報の目的適合性と理解可能性を高めるために、金融商品の財務報告に関する要求事項を改善する必要性を長い間認識していた。金融危機によりその改善を速やかに行ってほしいとの要望が高まったため、IASB は、プロジェクトを3つのフェーズに分割した。

フェーズ	対象	経緯
第1フェーズ	分類と測定	<ul style="list-style-type: none"> ● 2009年11月に金融資産部分を IFRS9号として公表 ● 2010年10月に金融負債部分を IFRS9号に追加 ● 2011年11月に限定的修正を行うことを決定（現在審議中）
第2フェーズ	減損	<ul style="list-style-type: none"> ● 2009年11月に ED を、2011年1月に補足文書を公表 ● 現在も審議を継続中
第3フェーズ	ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010年12月に ED を公表 ● 2012年9月に RD（本文書）を公表 （2012年中に IFRS9号に追加される予定）

ヘッジ会計 (BCIN.10-13)

- 2010年12月公表の ED は、会計をリスク管理により近付けること、及び、ヘッジ手段の目的及び効果に関して有用な情報を提供することを目的としていた。ED では以下の要件を提案した。(BCIN.10)
 - ✓ ヘッジ手段として適格な金融商品は何か？
 - ✓ ヘッジ対象に適格な商品は何か？
 - ✓ 目的ベースのヘッジの有効性評価
 - ✓ ヘッジ会計をどのように会計処理するか？
 - ✓ ヘッジ会計の表示と開示
- ED を公表後、後半なアウトリーチを実施した。(BCIN.11)
- ED に寄せられたコメント及びアウトリーチで聴取した意見は共に、会計をリスク管理により近付けるという目的を強くサポートするものであった。しかし、ED で提案された抜本的な変更点に関してより一層の明確化を求める声もあった。(BCIN.12)
- ED に寄せられたコメント及びアウトリーチでの意見を検討のうえ、ヘッジ会計の要件を最終化し、IFRS9に取り込んだ。(BCIN.13)

2 ヘッジ会計の目的及び対象範囲 (6.1 項)

目的

ヘッジ会計の目的は「純損益 (FVOCI を選択した資本性金融商品に対する投資に関しては OCI) に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理行動の影響を、財務諸表において表現すること」である。(6.1.1 項)

三者比較： ヘッジ会計の目的

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
● 特に規定なし	● 純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために、金融商品を用いる企業のリスク管理行動の影響を、財務諸表において表現すること	● 純損益 (FVOCI を選択した資本性金融商品に対する投資に関しては OCI) に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャー(以降は左記と同じ)

- RD では、FVOCI を選択した資本性金融商品に対する投資を考慮して、OCI に影響を与えるものをヘッジ会計の目的に追加した。(BC6.16-BC6.27)
 - ✓ FVOCI を選択した資本性金融商品に対する投資では、FV 変動は OCI で処理され、売却等があっても純損益に組み替えられない (non-recycling)。それゆえ、「純損益に影響を与える」という ED の定義では、同投資はヘッジ会計の対象外となっていた。
 - ✓ しかし、関係者から、「実際にリスク管理においては、純損益の変動と同様、資本の変動もリスク管理の対象としている。リスク管理の実体を会計に取り込むという今回の変更の主旨から考えて、同投資もヘッジ会計の対象とすべし」との意見が多数であった。
 - ✓ 再審議の結果、同投資もヘッジ会計の対象として取り込むために、OCI に影響を与えるものをヘッジ会計の目的に追加した。
 - ✓ なお、同投資のヘッジにおいては、非有効も純損益ではなく OCI で認識される。

適用範囲：金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ

今回はオープン・ポートフォリオ (マクロヘッジ) は対象外とされており、これについては別プロジェクトが進行中である。マクロヘッジ会計が完成するまでは、金融資産・負債のポートフォリオの金利リスクの FV ヘッジに関しては、引き続き、現行の要件 (IAS 第 39 号の 81A 項、89A 項及び AG114 項から AG132 項) を適用することとなっている。(6.1.3 項)

3 ヘッジ手段（6.2項）

適格要件（6.2.1-6.2.3項）

商品	条件	ヘッジ手段として適格・不適格
デリバティブ	原則	適格
	売建オプション	不適格 買建オプションのヘッジとして使用される場合は適格
	組込みデリバティブ	区分経理されない場合は不適格 区分経理される場合、区分されたデリバティブは適格
非デリバティブ (現金商品)	FVPLで測定 (FVOを含む)	適格（ただし、FVOを選択した金融負債で、信用リスクに関わるFV変動がOCIで認識されるものは不適格） 全体でも適格、外貨リスク要素のみでも適格
	償却原価で測定	外貨リスク要素のみ適格 それ以外（他のリスク要素、又は、全体）は不適格

（デリバティブ）

- a) 売建オプションの一部を除いて適格（6.2.1項）。
- b) 売建オプションは、買建オプション（他の金融商品に内包されているものを含む）を相殺するために指定されない限り不適格（B6.2.4項）
- c) 組込みデリバティブで区分経理されないデリバティブは不適格（B6.2.1項）

（デリバティブ以外：即ち、現金商品）

- d) デリバティブ以外の金融商品は、FVPLで測定されるものであれば適格。ただし、FVOを選択した金融負債で、信用リスクに関わるFV変動がOCIで認識されるものは不適格(6.2.2項)
- e) 外貨リスクのヘッジについては、FVOCI指定されない限り（即ち、FVPL又は償却原価で測定されている場合）外貨リスク要素は適格。（6.2.4項）
- f) 為替リスクのヘッジに関しては、IAS第21号に従って定める非デリバティブ金融商品の為替リスク要素はヘッジ手段として適格（B6.2.3項）

（共通）

- g) 外部の者と締結した金融商品のみが適格（6.2.3項）

三者比較： ヘッジ手段

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
<ul style="list-style-type: none"> ● 非デリバティブ商品(現金商品)はヘッジ手段として不適格 	<ul style="list-style-type: none"> ● FVPL で測定されている非デリバティブ商品(現金商品)はヘッジ手段として適格 	<p>ED 提案を維持のうえ、以下の点を明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FVO を選択したのももヘッジ手段として適格。但し、FVO を適用したときに信用リスクの変動が OCI で認識される金融負債は、ヘッジ手段として不適格。

ヘッジ手段の指定（6.2.4-6.2.6 項）

- a) ヘッジ手段は全体をヘッジ関係に指定する必要がある。例外は以下の 4 点（6.2.4 項）
 - i) オプションを本源的価値と時間的価値に区分し、本源的価値のみを指定。
 - ii) 先物為替をスポット要素と金利要素に区分し、スポット要素のみを指定。
 - iii) 外貨リスク要素は FVOCI 指定されない限り（即ち、FVPL 又は償却原価で測定されている場合）適格。
 - iv) ヘッジ手段の名目金額の比例的割合（名目金額の 50%）をヘッジ手段として指定できる。しかし、ヘッジ手段の未決済期間の一部をヘッジ手段として指定することはできない。
- b) 外貨リスクのヘッジを除いて、FVPL で測定する非デリバティブの金融資産負債をヘッジ手段として指定する時は、当該非デリバティブの金融資産負債の全体又はその比例的割合をヘッジ指定しなければならない。（筆者注：「リスク要素毎の指定は不可」という意味と解釈される）（B6.2.5 項）
- c) 以下の組み合わせをヘッジ手段として指定できる（6.2.5 項）
 - i) デリバティブ又はその名目金額の比例的割合
 - ii) 非デリバティブ商品又はその名目金額の比例的割合
- d) 売建オプションと買建オプションを組み合わせた（一つの）商品（金利のカラー等）は、ヘッジ指定時点で実質的に正味の売建オプションならば、ヘッジ手段として不適格（実質的に正味の売建オプションでないならば適格）。複数の商品（売建オプションと買建オプション）であっても、それらが合わせてヘッジ指定され、かつ、ヘッジ指定時点で実質的に正味の売建オプションになっていないなら、当該商品はヘッジ手段として適格（6.2.6 項）
- e) 一つのヘッジ手段で複数のリスクをヘッジ指定することは可能（B6.2.6 項）

4 ヘッジ対象（6.3項）

適格要件（6.3.1-6.3.6項）

a) ヘッジ対象となるのは以下の通りである。（6.3.1項）

- 認識された資産負債
- 未認識の確定約定
- 可能性が非常に高い予定取引
- 在外営業活動体への純投資

b) 特記事項は次表の通り

- ヘッジ対象は信頼性をもって測定できること
- ヘッジ対象となる予定取引は、発生の可能性が非常に高いこと
- デリバティブもヘッジ対象として適格
- 外部の者と締結した取引のみがヘッジ対象として適格である

詳細は以下の通り

c) ヘッジ対象は信頼性をもって測定できること（6.3.2項）

d) ヘッジ対象となる予定取引は、発生の可能性が非常に高いこと（6.3.3項）

e) 企業結合・連結・持ち分法

i) 企業結合で事業を取得する確定約定は外貨リスクを除いてヘッジ対象として不適格。これらのリスクは独立して識別し、信頼性をもって測定できないからである。これらは一般事業リスクと考えられる。（B6.3.1項）

ii) 持分法投資や連結子会社に対する投資はFVヘッジのヘッジ対象として不適格。持分法（連結）でPL認識されるのは、当該投資のFV変化ではなく、関連会社（連結子会社）の収益の持分割合であるからである。一方、在外営業活動体への純投資ヘッジはこれらとは異なる。在外営業活動体への純投資ヘッジは外貨エクスポージャのヘッジであって、投資の価値の変化をFVヘッジするものではない。（B6.3.2項）

f) それ自身がヘッジ対象として適格であるところのあるエクスポージャとデリバティブの組み合わせからなる合計エクスポージャは、ヘッジ対象として適格である。合成エクスポージャには、予定取引（発生の可能性が非常に高く、発生したらヘッジ対象適格なもの）を含む（6.3.4項）（デリバティブもヘッジ対象として適格）

i) 2年後のコーヒー購入の価格リスク（USD建て）を期間15か月のコーヒー先物でヘッジする。両者の組み合わせは、リスク管理の観点からは、15か月後の確定したUSDの外貨リスクと考えられる。（この合計リスクを先物為替でヘッジする）

（B6.3.3 項）

- ii) 期間 10 年の USD 固定借入れを、USD-機能通貨の固定 変動 CCY スワップでヘッジ。両者の組み合わせは、リスク管理の観点からは、機能通貨建ての期間 10 年変動金利リスクと考えられる。（この合計リスクを機能通貨建ての変動 固定金利スワップでヘッジ）(B6.3.3 項)
- g) 合計エクスポージャ（あるエクスポージャとデリバティブの組み合わせ）をヘッジ対象指定したときは、ヘッジの有効性や非有効は合計ベースで把握する必要がある。しかし、その合計エクスポージャを構成する各要素はそれぞれ独立して会計処理する必要がある。例えば、以下の通り（B6.3.4 項）
 - i) 合計エクスポージャを構成するデリバティブは、独立の資産・負債として FV で測定する。
 - ii) 合計エクスポージャを構成する項目間でヘッジ関係を設定した時（第 1 段階）は、その段階（第 1 段階）でのデリバティブのヘッジ指定のあり方と、（第 2 段階で使用する）当該合成エクスポージャにデリバティブをどのように組み込むかとは整合的でなければならない。例えば、合成エクスポージャを構成する項目間でヘッジ指定した時（第 1 段階）にデリバティブのうち金利要素を除外したのならば、（第 2 段階で使用する）合成エクスポージャからも金利要素を除外すべきである。
- h) また、合計エクスポージャ（あるエクスポージャとデリバティブの組み合わせ）をヘッジ対象としてヘッジ関係（第 2 段階）を設定するためには、合計エクスポージャを構成するところのあるエクスポージャとデリバティブの間にヘッジ関係（第 1 段階）がなくともよい。（第 1 段階でヘッジ関係が成立することは、第 2 段階のヘッジ関係成立のための前提条件ではない）(BC6.73 項)
 - i) 外部の者と締結した取引のみがヘッジ対象として適格である。同一グループ間の他の主体と締結された取引は、単体の FS 上でのみヘッジ手段として適格。（6.3.5 項）
 - j) 例外は外国為替リスク。同一グループ間の取引で、IAS21 に従って、（機能通貨が相違する場合など）為替リスクが完全には相殺できない取引はヘッジ対象として適格。（6.3.6 項）

三者比較： ヘッジ対象 適格要件

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
● デリバティブはヘッジ対象として不適格	● あるエクスポージャとデリバティブからなる合成エクスポージャは、ヘッジ対象として適格。即ち、デリバティブもヘッジ対象として適格。	ED 提案を維持のうえ、以下の点を明確化 <ul style="list-style-type: none"> ● 合成エクスポージャのデリバティブは資産・負債として FV 測定する。 ● 設例を追加

ヘッジ対象の指定（6.3.7項）

（総論）

ヘッジ対象のCFやFV変化の全部または一部をヘッジ関係に指定できる。即ち、下表に掲げたものはヘッジ対象として適格。（6.3.7項）

- 特定のリスクに係るCF変動やFV変動（リスク要素）。ただし、当該リスク要素が、特定の市場構造という文脈のなかで、独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できる場合に限る。リスク要素には片側リスクを含む。
- 契約上のCFの一部
- 名目要素（対象の一定部分）

（リスク要素）

- リスク要素が独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できるとき、当該リスク要素はヘッジ対象適格。リスク要素毎にヘッジ指定できる。
- 金融商品だけでなく、非金融商品にも適用する（現行IAS39では、非金融商品は外貨リスクに関してのみリスク要素指定できる）。
- リスク要素は契約上明記されている場合もあれば、明記されていない場合もある。

- a) ヘッジ対象として適格であるためには、リスク要素は金融または非金融商品のなかで独立して識別できる要素でなければならない。また、そのリスク要素に係る変化に起因するCFやFV変動が信頼性をもって測定できなければならない。（B6.3.8項）
- b) リスク要素がヘッジ適格か否かは、当該リスクに関連する、ヘッジ行動が行われる特定の市場の構造を踏まえたうえで判定する必要がある。この判定は、（リスク毎に、市場毎に異なる）関連する事実や状況に応じて行う必要がある。（B6.3.9項）
- c) リスク要素は契約上規定されたもの（契約上明示されたリスク要素）か、FVやCFに黙示的に含まれているもの（契約に明示されていないリスク要素）かどうかを判定する。契約に明示されていないリスク要素には、契約でないもの（例えば、予定取引）や、要素を特定しない契約（単に一つの価格が定められているだけで、裏付け資産を参照する価格算定式がないもの）がある。例えば、以下のものが含まれる（B6.3.10項）
 - i) 天然ガスの供給契約で、契約のなかに価格算定式（ガスオイルなどのコモディティ価格と輸送費などのその他要素の価格を参照）が規定されている場合。供給契約のなかの「ガスオイル価格要素」を、ガスオイル先渡契約でヘッジする。「ガスオイル価格要素」は、契約上の価格算定式で明記されているので独立して識別でき、かつ、先渡市場があるので信頼性をもって測定できる。

- ii) 将来のコーヒー豆の購入契約で、ベンチマークのコーヒー豆価格要素を以下の方法でヘッジ可能。
- ✓ コーヒー供給契約（アラビカ種の豆を特定の場所で引き渡す契約）。この契約では、コーヒー価格を、ベンチマーク豆価格（インデックス・変動）+ ベンチマーク豆とアラビカ種の価格の差異（固定）+ 輸送費用（変動）で決めている。ベンチマーク価格は、契約上の価格算定式で明記されているので独立して識別でき、かつ、ベンチマーク豆の取引所があるので信頼性をもって測定できる。
 - ✓ 取引所のコーヒー先物契約（コーヒー供給契約を締結できない場合など）。契約を締結していないので、契約上明記されたものではない。しかし、予定取引（将来の購入契約）であっても、市場構造（実際の取引においてどのようにコーヒー豆の価格が算定されるか）を分析すると、ベンチマークのコーヒー豆価格要素は独立して識別でき、かつ、取引所市場があるので信頼性をもって測定できる。
- iii) <原油からガスオイル・ジェットオイルが精製される。ガスオイルは石油精製品のなかの標準もの。かつ、原油先物、ガスオイル先物、Crack スプレッドデリバティブ（原油とガスオイルの価格差、即ち、精製マージン）、ジェットオイルのスプレッドデリバティブ（ジェット燃料価格とガスオイルの差）の市場が存在する
> この場合、ジェットオイルの購入契約自体では明示されていなくても、ジェットオイルの価格のなかの「原油価格要素」と「ガスオイル価格要素」は実体的に独立して識別可能で、信頼性を持って測定できると言える。
- iv) 負債証券で、金利が Libor などのベンチマーク金利を参照して値決めされている場合は、負債証券の金利のうちベンチマーク金利要素をヘッジ対象とすることが可能。
- d) ヘッジ対象がリスク要素の時のヘッジ会計要件は、その他の場合（全体がヘッジ対象である場合）と同じである。ヘッジの有効性要件を充足しなければならないし、また、非有効は PL で認識する必要がある。（B6.3.11 項）
- e) ヘッジ対象となり得る項目の CF 変動又は FV 変動のうち、一定の価格や変数を上回る又は下回る部分（片側リスク）だけをヘッジ対象とすることができる。（例：予定購入取引の価格上昇リスクだけを回避する為、買建プットオプションの本源的価値部分でヘッジする。（B6.3.12 項）
- f) 「インフレーション・リスクは契約上明示されていない限り、独立して識別し、信頼性をもって測定できないので、リスク要素となることはできない。」という反駁可能な想定を置く。（B6.3.13 項）
- g) 「契約上明記されない場合は、インフレリスクは無条件にリスク要素として認めない」という従前の規定を撤回する。しかし、撤回しただけだと、逆に、「無条件に認めた」

と誤認されるおそれがある。そこで、「反駁可能ではあるが、禁止する」との想定を置く。反駁できれば、この禁止規定は解除される。反駁できるかどうかに関する注意事項を例示する。(BC6.99-6.100 項)

- h) (注意事項) インフレリンク債の量及び期間が豊富で、実質金利ベースのゼロ金利の期間構造が構築できるような状況では、インフレリスクは独立して識別でき、信頼性をもって測定できると言える。逆に、それ以外の多くの場合は、インフレリスクは独立して識別でき、信頼性をもって測定できるとは言えない。(B6.3.14 項)
- i) CF のなかで契約上明記されたインフレリスク要素は、残余の CF がインフレリスクの影響を受けない限り、独立して識別でき、信頼性をもって測定できると言える。(B6.3.15 項)

三者比較： ヘッジ対象 リスク要素

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
<p>金融商品と非金融商品で異なる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品: リスク要素が独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できるとき、当該リスク要素はヘッジ対象適格 ● 非金融商品: 外貨リスクを除き、リスク要素はヘッジ対象として不適格はヘッジ対象として不適格 ● 契約上明記されていない場合は、金融商品のなかのインフレリスクをリスク要素としてヘッジ指定することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「独立して認識でき」かつ「信頼性をもって測定できる」とき、当該リスク要素はヘッジ対象適格 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融商品、非金融商品に係らず ✓ 契約上明記されている・いないに係らず ● 同左。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非金融商品に対してもリスク要素毎のヘッジを認める(契約上明示あるかいないかに関わらず) 点に関しては、ED 維持 ● リスク要素の例を追加 ● ED 提案の禁止規定を撤回。しかしながら、「契約上明記されていない場合にインフレリスクを不適格とする」との反駁可能な推定を置く。そして、反駁できるかどうかを判断する際の注意事項を設ける。

（名目金額の一部を指定）(B.6.3.16-B6.3.25)

- 名目金額の「比例部分」「階層部分」の双方ともヘッジ指定可能
- 階層部分を FV ヘッジでヘッジ対象指定する時は、定義された名目金額のなかで当該階層部分を特定しなければならない。
- 期限前償還オプションがついている契約の階層は、同オプションの FV がヘッジされたリスクによって影響を受けるのならば、FV ヘッジのヘッジ対象として適格でない。ただし、ヘッジ対象（階層）の FV 変化を決めるにあたって、期限前償還オプションの効果を反映している場合はこの限りではない（ヘッジ適格である

- a) 名目金額の一部を要素指定する方法として、「比例部分」を指定する方法と「階層部分」を指定する方法がある。どちらのタイプかで会計処理結果は異なる。その選択はリスク管理目的に整合していなければならない。（B6.3.16 項）
- b) 「比例部分」の例は、「貸出金の契約 CF の 50%」など。（B6.3.17 項）
- c) 「階層部分」は、定義されているがオープンなポートから指定する場合と、定義された名目金額から指定する場合がある。例えば、（B6.3.18 項）
 - a). 貨幣取引額の一部。201X 年 3 月の売上 CF のうち、最初の CU20 の次の外貨建て FC10。
 - b). 物理量の一部。XYC に貯蔵された天然ガスのうち 5 百万立方メートル。
 - c). 物理量又はその他取引量の一部。201X 年 6 月の石油購入量のうちの最初の 100 バレル、又は、201X 年 6 月の電気売上高のうちの最初の 100MWh
 - d). ヘッジ対象の名目金額のなかのある階層。CU100 百万の確定約定のうちの最後の CU80 百万。CU100 百万の固定金利証券のうちの下層の CU20 百万、又は、FV で期限前償還可能な CU100 百万の固定金利負債のうちの上層の CU30 百万（定義された名目金額は CU100 百万）。
- d) 階層部分を FV ヘッジでヘッジ対象指定する時は、定義された名目金額のなかで当該階層部分を特定しなければならない。FV ヘッジ要件を満たすためには、FV 変化に関してヘッジ対象を再評価しなければならない。また、ヘッジ対象の FV ヘッジ調整は、ヘッジ対象の認識が中止されたら、損益に認識する必要がある。そのため、FV ヘッジ調整が関係する項目（ヘッジ対象）を追跡する必要がある。FV ヘッジの階層部分について言うと、それを定義した名目金額を追跡する必要がある。B6.3.18(d)の例では、下層の CU20 百万又は上層の CU30 を追跡するには、定義された名目金額の全体である CU100 百万を追跡できなければならない。（B6.3.19 項）
- e) 期限前償還オプションがついている契約の階層は、同オプションの FV がヘッジされたリスクによって影響を受けるのならば、FV ヘッジのヘッジ対象として適格でない。ただし、ヘッジ対象（階層）の FV 変化を決めるにあたって、期限前償還オプションの効

果を反映している場合はこの限りではない（ヘッジ適格である）。(B6.3.20 項)

f) 期限前償還オプションと階層指定の関係は以下の通り整理できる。(BC6.113-6.120 項)

期限前オプションの影響を受ける？	追加条件	適格性
<ul style="list-style-type: none"> 階層に期限前償還オプションを含まない（従って、同オプションの FV 変動の影響を受けない） 例：全体が 100 のうち、契約上 40 だけ期限前償還が可能な場合に、残りの 60 を階層指定	なし	適格
<ul style="list-style-type: none"> 階層が期限前償還オプションを含む & 同オプションの FV がヘッジされたリスク（金利等）によって影響を受ける 例：契約上は 100 全部が期限前償還可能ではあるが、そのうち残存すると予想される 60 を階層指定	ヘッジ対象（階層）の FV 変化を決めるにあたって、期限前償還オプションの効果を反映している	適格
	例：60 の FV 変動に同オプションの効果（FV 変動）を取り込む 上記以外	非適格

三者比較： ヘッジ対象 階層指定

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
<ul style="list-style-type: none"> 予定取引の場合は階層部分もヘッジ適格。しかし、確定約定は不可。 	<ul style="list-style-type: none"> 階層部分もヘッジ適格 ✓ 予定取引・確定約定に係らず 	（ED 提案を維持。一部明確化） <ul style="list-style-type: none"> 「階層部分もヘッジ適格」とする点は ED 提案を維持
<ul style="list-style-type: none"> 期日前償還オプションの付いた契約が入っている階層は、オプションの FV がヘッジされたリスクの影響を受ける時は、FV ヘッジのヘッジ対象として適格でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左。但し、当該階層部分の公正価値測定にあたって、ヘッジされたリスクによって影響を受けるオプションの公正価値変動の影響を考慮に入れている場合は、ヘッジ対象として適格である。

（要素と項目の全 CF の関係）

- a) 金融資産負債、非金融資産負債の CF の要素をヘッジ対象に指定するときは、当該要素は当該資産負債の CF 全体より小さくなければならない。しかし、その CF 全体をある特定のリスクに関してヘッジ指定することはできる。(B6.3.21 項)
- b) 例：実効金利が LIBOR 未満の金融負債の時（サブ LIBOR）、これを a)元本 + LIBOR 金利と、b)残余の負のマージンに要素分割することはできない。(B6.3.22 項)

5 ヘッジ会計の適格要件（6.4項）

ヘッジ会計の適格要件（6.4.項）

ヘッジの適格要件は以下の通りである（以下の全てを充足すること）（6.4.1項）

- ヘッジ関係は、適格なヘッジ手段及びヘッジ対象のみから構成される（6.4.1項(a)）
- ヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及び戦略の公式な指定と文書化があること。その文書化には、次の事項の明確化が含まれる。（6.4.1項(b)）
 - ヘッジ手段
 - ヘッジ対象
 - ヘッジされるリスクの性質
 - ヘッジ関係がヘッジ有効性の要件を満たしているかどうかを企業が判定する方法（ヘッジ非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法を含む）
- ヘッジの有効性要件を充足すること、即ち、以下の全てを充足すること。（6.4.1項(c)）
 - ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係が存在する（6.4.1項(c)()）（詳細は B6.4.3-B6.4.5 参照）
 - 信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動を著しく優越するものではない（6.4.1項(c)()）（詳細は B6.4.6-B6.4.7 項参照）
 - ヘッジ関係におけるヘッジ比率は、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と当該ヘッジ対象量をヘッジするために企業が実際に使っているヘッジ手段の量から得られるものと同じものであること。しかしながら、その指定は、ヘッジ会計の目的と整合しない会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分（認識されているかどうかに関係なく）を作り出すようなヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの不均衡を反映するものであってはならない。（6.4.1項(c)()）（詳細は B6.4.8-B6.4.10 項参照）

（ヘッジの有効性）

- a) ヘッジの有効性とは、ヘッジ手段の FV 又は CF の変化がヘッジ対象のそれらを相殺する程度を言う。ヘッジの非有効性とは、ヘッジ手段の FV 又は CF の変化がヘッジ対象のそれらをよりも大きい、又は、小さい程度を言う。（B6.4.1項）
- b) ヘッジを開始するとき、及び、継続的に、ヘッジ期間を通してヘッジ関係に影響を及ぼすヘッジの非有効性の発生原因を分析する必要がある。この分析は、企業がヘッジの有効性要件の充足を評価するベースとなる。（B6.4.2項）

（ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的關係）

- a) 経済的關係が存在するとの要件は、リスク（即ち、ヘッジされているリスク）が同じために、通常、ヘッジ対象とヘッジ手段の価値が逆方向に動くことを意味する。ヘッジ対象とヘッジ手段の価値は、同一又は経済的に関連した裏付け資産の価値変動に対応して、体系だって動くという期待が存在しなければならない。（B6.4.3 項）
- b) 裏付け資産が同じでないが経済的に関連しているときなど、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値は、例えば、関連する二つの裏付け資産の価格差が変化する（裏付け資産そのものは著変ない）場合など、時によって同じ方向に動くこともある。しかし、この場合でも、一般的に反対方向に動くと予想されるのであれば、これらは本要件に整合的である。（B6.4.4 項）
- c) 一方、経済的關係が存在するかどうかを評価するには、ヘッジ管理目的を満たすかどうかを確かめるために、ヘッジ期間中のヘッジ關係の可能性ある態様を分析しなければならない。単に統計的に相関關係が存在するだけでは、本要件を充足したとは言えない。（B6.4.5 項）

（信用リスクの効果）

- a) ヘッジ対象とヘッジ手段の価値変動は、両者の経済的關係（裏付け資産との關係）だけでなく、それらの信用リスクの影響も受ける。（B6.4.6 項）
- b) 信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動を著しく優越する例として、無担保のデリバティブを使って商品価格をヘッジする場合があげられる。当該デリバティブの取引相手の信用状況が著しく劣化すると、同デリバティブの価格は、裏付け資産の変動以上に信用状況の悪化の影響を受けて変化する。一方、ヘッジ対象はもっぱら裏付け資産の影響で変化する。（B6.4.7 項）

（ヘッジ比率）

- a) （有効性判定の）ヘッジ比率は、実際に使用したヘッジ対象の量とヘッジ手段の量の比率を使用する。（B6.4.8 項）
- b) しかしながら、この実際のヘッジ比率は、ヘッジ会計の目的と整合しない会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分（認識されているかどうかに関係なく）を作り出すようなヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの不均衡を反映するものであってはならない。そのような場合には、不釣り合いを避けるために、（会計上の）ヘッジ指定においては実際のヘッジ比率を調整しなければならない。（B6.4.9 項）
- c) 会計結果がヘッジ会計目的と不整合かどうかを評価する際に、例えば、以下の点を考察する（B6.4.10 項）
 - i) CF ヘッジにおいて非有効の発生を避けることを、又は、FV ヘッジにおいて必要

以上のヘッジ対象を FV 評価することを意図して、ヘッジ比率を操作していないか（意図的に、ヘッジ対象過大&ヘッジ手段過小のヘッジ比率を選定）

- ii) 実際のヘッジ比率では非有効は発生するが、その比率を選択することにはきちんとしたビジネス上の理由が存在しているか？（例：ロット規模の問題があるため、最適なヘッジ比率が実現できない）

（ヘッジ有効性評価の頻度）

- a) 有効性はヘッジ開始時、及び、継続的に判定する。最低限、報告日毎、または、ヘッジの有効性要件に影響を与える重要な変化があった時はその時の、いずれか早い時期に判定。判定はヘッジ有効性に関する期待に関して行うので、従って、将来に向かってだけである。（B6.4.11 項）
- b) 各報告期間の期初か有効性評価を下支えする環境に重大な変化があった時のいずれか早い時期に、ヘッジ比率の再評価を行う必要がある（BC6.171 項）

（有効性判定の手法）

- a) 本 IFRS では、（ヘッジ比率の判定方法も含めて）有効性判定のための手法を特定しない。手法は定性的でも定量的でもよい。（B6.4.12 項）
- b) 例：主要条件及びヘッジ期間が一致しているか近似しているときは、有効性判定は定性的手法だけでよい可能性がある。（B6.4.13 項）
- c) ヘッジ開始時にデリバティブが ITM か OTM かは、それ自体、定性的判定が不適切であることを意味しない。（B6.4.14 項）
- d) 逆に、主要条件及びヘッジ期間が近似していないときは、定性的手法だけでは不十分で、定量的手法が求められることになろう。この場合、ヘッジ比率の決定も定量的手法が必要になる場合がある。（B6.4.15 項）
- e) ヘッジの有効性に影響を及ぼす状況変化が発生した時には、有効性判定手法を変更する必要があるかも知れない。（B6.4.16 項）
- f) 企業のリスク管理が有効性判定の為に主要な情報源である。意志決定の為に用いられている経営情報が有効性判定のベースにすることができる。（B6.4.17 項）
- g) ヘッジ関係の文書には、ヘッジの有効性の判定の仕方（手法を含む）を記載のこと。また、手法を変更したらそれも文書化すること。（B6.4.18 項）

6 ヘッジ会計の会計手法 (6.5 項)

総論

- ヘッジ関係には、FV ヘッジ、CF ヘッジ、在外営業活動体への純投資ヘッジの3種類がある。(6.5.2 項)
- ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性要件(6.4.1 項(c)(iii)参照)に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的は依然として同じである場合には、企業は、適格要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整しなければならない(6.5.5 項)
- 企業は、ヘッジ関係(又はヘッジ関係の一部)が適格要件を満たさなくなった場合(該当がある場合には、ヘッジ関係のあらゆるバランス再調整を考慮に入れた後)にのみ、ヘッジ会計を中止しなければならない。これには、ヘッジ手段が消滅、売却、終結又は行使となった場合が含まれる。中止の影響はヘッジ関係全体に、又はその一部(この場合、残部についてはヘッジ会計が継続する)に及ぶ。(6.5.6 項)

3 種類のヘッジ関係 (6.5.2 項)

種類	ヘッジの内容
FV ヘッジ (a)	<p>特定のリスクに起因し、損益に影響を与えるところの、認識された資産負債、または、未認識の確定約定(又はその組み合わせ)の FV 変動をヘッジ。</p> <p>例：固定金利の負債証券の、金利変動に伴う FV 変化をヘッジ(B6.5.1 項)。確定約定のヘッジ(原料を固定価格で購入するという未認識の契約上の約束に関連する原料価格の変動をヘッジする)(B6.5.3 項)</p>
CF ヘッジ (b)	<p>特定のリスクに起因し、損益に影響を与えるところの、認識された資産負債、または、可能性が非常に高い予定取引の CF 変動をヘッジ。</p> <p>例：スワップを使って変動金利を固定金利に変換。一方、資本性金融商品の予定購入取引は CF ヘッジの対象とならない(B6.5.2 項)</p>
在外営業活動体への純投資のヘッジ(c)	IAS21 に規定するもの

FVOCI 指定の資本性金融商品の取り扱い (6.5.3 項)

ヘッジ対象が FVOCI 指定の資本性金融商品の場合は、6.5.2 項(a)(FV ヘッジ)は、「損益に影響を与える」ではなく、「OCI に影響を与える」ものが対象となる。この場合(に限り)非有効は OCI で認識する。(6.5.3 項)

外貨リスクに関わる確定約定は、FV ヘッジでも CF ヘッジでも処理できる。(6.5.4 項)

FV ヘッジと CF ヘッジの手法対比

FV ヘッジと CF ヘッジの手法を対比すると以下の通りとなる

会計手法	FVH 手法	CFH 手法
目的	FV の変動をヘッジ	CF の変動をヘッジ
ヘッジ対象	ヘッジされたりリスクに関する FV 変動を純損益で認識し、ヘッジ対象の簿価を同額修正	処理なし(ヘッジ対象の簿価は修正されない)
ヘッジ手段	FV 変動を純損益で認識	FV 変動を OCI で認識
マッチングの手法	ヘッジ対象の純損益とヘッジ手段の純損益を相殺	ヘッジ対象の損益認識時に、OCI に繰延べたヘッジ手段の FV 変動を純損益に振替
仕訳例 FV 変動 対象 10 手段 -11 非有効 -1	ヘッジ対象 DR 原資産 10 CR P/L 10 ヘッジ手段 DR P/L 11 CR 準備 11	ヘッジ対象 (処理なし) ヘッジ手段 DR OCI 10 CR 準備 11 P/L 1(非有効)

FV ヘッジ (6.5.8-6.5.10 項)

- ヘッジ手段の利得・損失は PL (FVOCI 指定の資本性金融商品の場合は OCI)
- ヘッジ対象の利得・損失は PL (FVOCI 指定の資本性金融商品の場合は OCI)。相手方はヘッジ対象の簿価を調整。
- ヘッジ対象が償却原価で測定される金融資産負債ならば、ヘッジ調整額は純損益を相手に償却していく。

- a) FV ヘッジは以下の通り会計処理する。(6.5.8 項)
- i) ヘッジ手段を再測定することによって生じる利得・損失は PL (ヘッジ対象が FVOCI 指定の資本性金融商品の時は OCI) で認識する。
 - ii) ヘッジ対象から生じる利得・損失は PL (ヘッジ対象が FVOCI 指定の資本性金融商品の時は OCI) で認識する。相手科目はヘッジ対象の簿価を調整する (ヘッジ調整)。ヘッジ対象が未認識の確定約定の場合は、ヘッジ対象の事後 FV 変動累計額は資産・負債として認識する。
- b) 資産負債を取得するための確定約定を FV ヘッジしている場合、当該確定約定の実行から発生する資産負債の当初簿価に、それまでに財政状態計算書で認識してきた当該確定約定の FV 変動累積額を含める (ベース調整) (6.5.9 項)
- c) ヘッジ対象が償却原価で測定される金融資産負債ならば、ヘッジ調整額は純損益を相手に償却していく。償却はヘッジ調整をした時から開始できるし、ヘッジ対象項目の FV 変動によって調整されなくなったら必ず償却を開始しなければならない。償却は償却開始時に再計算した実効金利で行う。(6.5.10 項)

三者比較： ヘッジ会計の手法 FV ヘッジ

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
● ヘッジ手段の利得・損失は PL	● ヘッジ手段の利得・損失のうち有効部分は OCI、非有効部分は PL	● ED 提案を撤回して、現行 IAS39 の処理に戻す。
● ヘッジ対象の利得・損失は PL。相手方はヘッジ対象の簿価を調整	● ヘッジ対象の利得・損失のうち有効部分は OCI、非有効部分は PL。相手方は独立の資産・負債(ヘッジ調整勘定)	● ヘッジ対象が FVOCI 指定の資本性金融商品の時は、FV 変動は PL ではなく OCI で処理する

CF ヘッジ（6.5.11-6.5.12 項）

- ヘッジ手段は FV で計上。
- 相手は OCI。OCI 累計額は、ヘッジ手段の利得損失の累計額とヘッジ対象の FV 変動累積額のいずれか小さい金額とする（Lower of Test）。差額（非有効）は純損益。
- 累積 OCI（CF ヘッジリザーブ）は以下の通り処理する
 - 予定取引が実行され非金融資産負債になる時、又は、非金融資産負債を取得するための予定取引が FV ヘッジを適用する確定取引になる時、CF ヘッジリザーブの金額を OCI を通さずに直接当該資産負債等の当初簿価に含める。
 - 上記以外は、ヘッジされた CF が純損益をヒットするタイミングで、CF ヘッジリザーブから損益へ組替調整する。

- a) CF ヘッジは以下の通り会計処理する(6.5.11 項)
- i) 資本の一項目である CF ヘッジリザーブを、次のいずれか（絶対値で）小さい方になるように調整する（いわゆる Lower of Test は維持）
 - ヘッジ開始以降のヘッジ手段に係る利得損失の累計額
 - ヘッジ開始以降のヘッジ対象に係る FV 変動累積額（期待 CF 変動累計額の PV）
 - ii) ヘッジ手段の利得損失のうちヘッジが有効と判定された部分（CF ヘッジリザーブで相殺される部分）は OCI で認識
 - iii) それ以外の利得損失（非有効）は純損益で認識する
 - iv) 累積された CF ヘッジリザーブは以下の通り処理する
 - ヘッジされた予定取引が実行され非金融資産負債になる時、又は、非金融資産負債を取得するための予定取引が FV ヘッジを適用する確定取引になる時、CF ヘッジリザーブの金額を OCI を通さずに直接当該資産負債等の当初簿価に含める。これは IAS1 で定める組替調整ではない。
 - 上記以外は、ヘッジされた CF が純損益をヒットするタイミングで、CF ヘッジリザーブから損益へ組替調整する。
 - 金額が損失で、その損失の全部または一部が回復不能と見込まれる時は、その時点で回収不能見込み額を(IAS1 の)組替調整として純損益に振り替える。
- b) CF ヘッジを中止した時、CF ヘッジリザーブは以下の通り処理する。(6.5.12 項)
- i) ヘッジされた CF が依然発生すると見込まれる時、その CF が発生するまで CF ヘッジリザーブに残す。CF が発生したら 6.5.11 項 d) に沿って処理
 - ii) もはやヘッジされた CF が発生すると見込まれない時、CF ヘッジリザーブから純損益へ組替調整する（IAS1）。可能性が非常に高くはなくなった CF であっても、依然、CF が発生すると予想することは可能。

在外営業活動体への純投資（6.5.13-6.5.14 項）

- a) 在外営業活動体への純投資のヘッジは CF ヘッジと同様の処理を行う。(6.5.13 項)
 - i) ヘッジ手段の利得損失のうちヘッジが有効な部分は OCI で認識
 - ii) 非有効部分は純損益で認識
- b) ヘッジ手段の利得損失のうちヘッジが有効で、外貨換算リザーブに累積されている金額は、在外営業活動体を処分（又は部分処分）した時に、IAS21 の 48-49 項に従って組替調整として純損益に振り替える（6.5.14 項）

非有効の測定

- a) ヘッジの非有効性の測定はヘッジ手段とヘッジ対象の実際の業績に基づくので、ヘッジの非有効性は両者の価値変化を比較することで測定すべき。(BC6.189 項)
- b) 非有効性測定にあたっては貨幣の時間的価値も考慮する。ヘッジ対象の価値は現在価値ベースで測定する。(B6.5.4 項)
- c) 非有効性測定のためにヘッジ対象の FV 変動を計算するとき、ヘッジ対象と主要条件が一致し、ヘッジ指定時に ATM であるデリバティブ（仮想デリバティブ）を使用して計算することができる。(B6.5.5 項)
- d) 仮想デリバティブを使用する手法は、有効性判定でも利用できる。(B6.5.6 項)

リンク表示（BC6.240-248 項）

FV ヘッジ手法の変更の検討過程でリンク表示も検討されたが、採用されなかった。(BC124-129 項)

- a) 外貨建確定約定の外貨リスクを為替デリバティブを使って FV ヘッジを行った時、外為相場が大きく変動すると、ヘッジされているにもかかわらず、巨額の確定約定資産（負債）と為替デリバティブ負債（資産）が両建てで計上されることになる。総資産・総負債で算定するレバレッジ比率が実態以上に悪く見える。そこで、こういった場合、確定約定とデリバティブをリンクして表示し、総資産・総負債への影響額が純額となるようにすべきとの要求があった。
- b) しかしながら、ヘッジできているのは一部のリスク（この場合は外貨リスク）だけで、他のリスク（信用リスク）はヘッジできていないわけであるから、総資産・総負債が純額して形で表示されるリンク表示は適切でないとの結論に至った。

バランス再調整と中止

IAS39 にはヘッジ関係の継続という概念がなかった。ヘッジ関係が変更されると、これまでのヘッジ関係を中止して、新たなヘッジ関係を開始するほかなかった。そこで、ED は、ヘッジ関係が変更された時、一定の条件のもと、これまでのヘッジ関係が継続していると考えられる処理(バランス再調整)が提案された。本 RD においてもその考え方が維持されている。

- ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性要件(6.4.1項(c)(iii)参照)に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的は依然として同じである場合には、企業は、適格要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整しなければならない(6.5.5項)
- 企業は、ヘッジ関係(又はヘッジ関係の一部)が適格要件を満たさなくなった場合(該当がある場合には、ヘッジ関係のあらゆるバランス再調整を考慮に入れた後)にのみ、ヘッジ会計を中止しなければならない。これには、ヘッジ手段が消滅、売却、終結又は行使となった場合が含まれる(この目的上、ヘッジ手段の他のヘッジ手段への入替え又は更改は、それが企業の文書化されたリスク管理目的の一部であり当該目的と整合したものである場合には、消滅又は終結ではない)。中止の影響はヘッジ関係全体に、又はその一部(この場合、残部についてはヘッジ会計が継続する)に及ぶ。
- ヘッジ会計を中止した時、中止の処理を行う(FVヘッジは第6.5.10項、CFヘッジは第6.5.12項)(6.5.7項)

「リスク管理目的」、「ヘッジ比率要件」、「その他の要件」と「継続」、「バランス再調整」、「中止」の関係は以下の通り整理できる。

条件			処理	根拠規定
リスク管理目的	ヘッジ比率要件	その他の要件		
不変	充足	充足	継続	B6.5.23
不変	充足	非充足	中止	6.5.6 B6.5.22,B6.5.26
不変	非充足	充足	バランス再調整	6.5.5, B6.5.7, B6.5.9 B6.5.11
不変	非充足	非充足	中止	6.5.6 B6.5.22,B6.5.26
変更	(不問)		中止	6.5.6 B6.5.15,B6.5.22 B6.5.26

ここに、「ヘッジ比率要件」、「その他の要件」は以下を言う。

ヘッジ比率要件	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジ比率は、ヘッジ会計の目的と整合しない会計上の結果を生じる可能性のあるヘッジ非有効部分（認識されているかどうかに関係なく）を作り出すようなヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの不均衡を反映するものであってはならない。（6.4.1 項(c)()）
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係が存在する（6.4.1 項(c)()） ● 信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動を著しく優越するものではない（6.4.1 項(c)()） ● ヘッジ手段が失効、売却、終了、行使されていない（6.5.6 項）

ヘッジ関係のバランス再調整とヘッジ比率の変更

- a) バランス再調整とは、ヘッジの有効性要件に合致するヘッジ比率を維持する目的で、既にヘッジ関係にあるヘッジ対象とヘッジ手段のヘッジ指定量を調整することである。他の目的で指定量を変更するときはバランス再調整に該当しない。(B6.5.7 項,BC6.212 項)
- b) バランス再調整はヘッジ関係の継続として処理する。バランス再調整をする際は、その直前にヘッジの非有効性を測定し損益に認識する。(B6.5.8 項)
- c) ヘッジ比率を調整することで、ヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係の変化に対応できる。ヘッジ手段とヘッジ対象との間にヘッジ比率を調整することで補償できるような変化があったときには、バランス再調整することでヘッジ関係を継続することが可能となる。(B6.5.9 項)
- d) 例：通貨 A のエクスポージャを、通貨 B を参照するデリバティブでヘッジ。通貨 A と通貨 B は連動(peg)している。通貨 A と通貨 B の交換レートが変化した時は、新しい交換レートを反映するようにヘッジ関係をバランス再調整することでヘッジの有効性を確保できる。反対に、デリバティブがデフォルトした時は、バランス再調整しても有効性は確保できない。(B6.5.10 項)
- e) ヘッジ手段とヘッジ対象の F V 変動の相殺程度が変化したからといって、その全てがヘッジ関係の変更となるとは限らない。以下のいずれのケースに該当するか判定する必要がある。(B6.5.11 項)
 - i) ヘッジ比率周辺の変動。ヘッジ比率そのものは依然有効。
 - ii) ヘッジ比率はもはやヘッジ手段とヘッジ対象の関係を表彰しない。
- f) 判定にあたって、企業はヘッジ比率に関する有効性要件「ヘッジ比率は、ヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けを不釣り合いにすることによって、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計結果をもたらすヘッジの非有効（認識されるか否がに関わらず）を生み出すものでない」ことを確認しなければならない。この判定には判断が必要となる。(B6.5.11 項)
- g) ヘッジ比率周辺の変動はヘッジ比率を変更することで削減できない。これは非有効の測定 & 認識の問題であって、バランス再調整は不要である。(B6.5.12 項)
- h) 逆に、変動が従来のヘッジ比率とは異なる新たなヘッジ比率の周辺での変動である場合や、従来のヘッジ比率からトレンドとして乖離している時は、ヘッジの非有効性はバランス再調整で削減できる（逆に従来のヘッジ比率を維持していると、非有効性を加速させてしまう）。従って、この場合、企業はヘッジ比率に関する有効性要件「ヘッジ比率は、ヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けを不釣り合いにすることによって、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計結果をもたらすヘッジの非有効（認識されるか否がに関わらず）を生み出すものでない」ことを確認しなければならない。また、バランス再調整に際し、それまでに発生した非有効性は損益認識する必要がある。

（B6.5.13 項）

- i) バランス再調整は、実際に使用しているヘッジ対象及びヘッジ手段の量に基づいて行う。しかし、以下の場合はこの限りでない。（B6.5.14 項）
 - i) 実際に使用しているヘッジ比率では、ヘッジ会計目的に合致しない会計結果となる非有効を生み出してしまふ。
 - ii) 状況が変化しているのに、企業が従前のヘッジ比率を変更せず、その結果、ヘッジ会計目的に合致しない会計結果を生み出している。
- j) リスク管理目的が変更された時はバランス再調整を適用できない。その場合はヘッジ会計を中止しなければならない。（B6.5.15 項）
- k) バランス再調整では、ヘッジ対象のウェート付けが大きくなる（ヘッジ対象を増量又はヘッジ手段を減量）か、ヘッジ手段のウェート付けが大きくなる（ヘッジ手段を増量又はヘッジ対象を減量）。増量（又は減量）とはヘッジ関係に組み込まれる量が増加（減小）することを意味する。例：ヘッジ手段の減量：バランス再調整の結果、デリバティブ自体は（全額）企業に残るが、そのうちの一部分のみがヘッジ手段に指定される場合がある。ヘッジ関係から外れた部分は、バランス再調整後はF V P Lで処理される（B6.5.16 項）

ヘッジ比率（ウェート付）の変化	原因	説例
ヘッジ対象のウェート付けが大きくなる	ヘッジ対象の量を増量	B6.5.17
	ヘッジ手段の量を減量	B6.5.18
ヘッジ手段のウェート付けが大きくなる	ヘッジ手段の量を増量	B6.5.19
	ヘッジ対象の量を減量	B6.5.20

l) 具体例は以下の通り（B6.5.17-B6.5.20）

番号	原因	処理概要	例
B.6.5.17	ヘッジ対象の量を増量	ヘッジ手段のF V変動の測定方法は不変 ヘッジ対象（既存分）のF V変動の測定方法も不変 ヘッジ対象（新規分）のF V変動はバランス再調整時点から測定する	当初 100 の商品を 80 の先物でヘッジしていた。 先物価格が@90 に上昇したので、ヘッジ対象を 10 増量。 ヘッジ対象は 2 層（100@80、10@90）となる。
B.6.5.18	ヘッジ手段の量を減量	ヘッジ対象のF V変動の測定方法は不変 ヘッジ手段（継続部分）のF V変動の測定方法も不変 ヘッジ手段のうち一部は指定解除される（指定	当初、商品を 100 のデリバティブでヘッジしていた。 バランス再調整で、デリバティブの量を 10 減量

		解除分の処理は B6.5.16 参照)	
B.6.5.19	ヘッジ手段の増量	ヘッジ対象の F V 変動の測定方法は不変 ヘッジ手段 (既存分) の F V 変動の測定方法も不変 ヘッジ手段 (新規分) の F V 変動はバランス再調整時点から測定する	当初、商品を 100 のデリバティブでヘッジしていた。 バランス再調整でデリバティブの量を 10 増量
B.6.5.20	ヘッジ対象の減量	ヘッジ手段の F V 変動の測定方法は不変 ヘッジ対象 (継続部分) の F V 変動の測定方法も不変 ヘッジ対象のうち一部は指定解除される (指定解除分の処理は 6.5.6- 6.5.7, B6.5.22-B6.5.28 参照)	当初 100 の商品を 80 の先物でヘッジしていた。 バランス再調整でヘッジ対象を 10 減量

m) バランス再調整の際、今後のヘッジ関係に影響を及ぼすヘッジ非有効の発生原因の分析を更新し、それを文書化しておくこと。(B6.5.21 項)

三者比較： バランス再調整

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
<ul style="list-style-type: none"> ● 該当する規定なし ✓ バランス再調整という概念がなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジ関係がヘッジの有効性要件を満たさなくなったが、当該ヘッジ関係のリスク管理目的に変更がない場合には、ヘッジ関係が有効性要件を満たすように、ヘッジ関係を再調整 (バランス再調整) しなければならない。 ● 自発的なバランス再調整を認める 	<p>ED 提案を維持。以下の点を明確化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バランス再調整とは、ヘッジの有効性要件に合致するヘッジ比率を維持する目的で、ヘッジ対象とヘッジ手段のヘッジ指定量を調整するものに限定する。 ● 有効性要件の変更に伴い、バランス再調整要否も「 (ヘッジ目的に合致しない会計結果を生み出すものでない限り) 実際の使用量に基づき判定する」よう変更する (B6.5.11 項、B6.5.14 項参照) ● 自発的なバランス再調整という概念を削除する

ヘッジ会計の中止

- a) ヘッジ会計の中止は、ヘッジ会計要件をもはや充足しなくなった日から将来に向かって適用する。（B6.5.22 項）
- b) 以下の場合、ヘッジ関係を中止することはできない（B6.5.23 項）
 - i) 依然、所期のリスク管理目的に合致している、かつ
 - ii) （バランス再調整考慮後）その他のヘッジ会計要件も充足している
- c) 本基準においては、リスク管理戦略とリスク管理目的を区別して使う。（B6.5.24 項）

	レベル
リスク管理戦略	企業のハイレベルで決定される
リスク管理目的	個別のヘッジ関係毎に決定される

ハイレベルでリスク管理戦略が制定され、それに基づき、具体的な取引（ヘッジ関係）毎にリスク管理目的として執行される。例えば

- i) 企業のリスク管理戦略は、固定比率（固定/全体）を 20-40%に押さえること。この 20-40%の範囲内で、金利動向をみながら実際の固定比率（リスク管理目的）を決定していく。当初、全体 100 に対して 30 だけをスワップを使って固定化していた（固定比率 30%）。金利が低下してきたので、50 の固定金利債を発行。全体の固定化比率を上限の 40%とするために既存のスワップ 30 のうち 20 だけヘッジ関係から外した。全体は $100+50=150$ 、固定分は 50 （固定金利債） $+30$ （既存スワップ） -20 （除外） $=60$ で、固定比率は 40%となっている。この場合、固定比率（固定/全体）を 20-40%に押さえるというリスク管理戦略は維持されている。しかし、個別のヘッジ関係をみると、スワップ 30 のうち 20 だけヘッジ関係から外れるので、20 についてはリスク管理目的が変更されたことになる。この 20 について中止の処理が必要になる。この 20 のスワップは別のヘッジ関係のヘッジ手段として使用されるかも知れないし、また、トレーディングブックに変更されるかも知れない。一方、ヘッジ比率を 40%にするために、新たなスワップを使って固定金利債 50 のうち 20 を変動に変更することも可能。この場合は、既存のスワップに関わるヘッジ関係は継続される。
- ii) オープンポートでは、（ネットポジションは一定の範囲内に収まっている）ポジションを構成する各要素（ヘッジ対象、ヘッジ手段）は常に変化している。即ち、会社レベルのリスク管理戦略は不変であるが、個別のヘッジ関係レベルのリスク管理目的は常に変更され、絶えず、中止 再設定が繰り返されている。
- iii) リスク管理戦略は、外貨の予定売上取引とその結果発生する外貨売掛金の外貨リスクを管理すること。このリスク管理戦略を具現化する方法（リスク管理目的）として、予定取引の状態の間は個別に予定取引の外貨リスクをヘッジし、売掛金に移行した後は、他の外貨建債権債務（外貨の仕掛金）とともに管理することと

がある。この場合、予定取引が実行されて、外貨売掛金となった段階で、予定取引の外貨リスクのヘッジを解除することになる。即ち、その段階でリスク管理目的は変更されることになる。一方、リスク管理目的が、予定取引の状態と外貨売掛金の状態を通して一つのヘッジ関係として管理する場合は、ヘッジ関係は売掛金が決済されるまで継続することになる。

- d) ヘッジ関係の中止は a)ヘッジ関係全体に影響するか、又は b)ヘッジ関係の一部にのみ影響する（この場合、残余はヘッジ関係が継続する）(B6.5.25 項)
- e) 全体として適格要件に合致しなくなった時、ヘッジ関係全体を中止する。例えば、(B6.5.26 項)
 - i) ヘッジ関係が所期のリスク管理目的に合致しなくなった（企業はもはや所期のリスク管理目的を追求しない）
 - ii) ヘッジ手段が売却された又は終了した
 - iii) ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的關係が存在しなくなった、又は、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動を著しく優越することとなった。
- f) 一部分のみが適格要件に合致しなくなった時、ヘッジ関係の一部を中止する。例えば、(B6.5.27 項)
 - i) バランス再調整（ヘッジ比率調整）の結果、ヘッジ対象のある部分がヘッジ関係の一部でなくなった。ヘッジ関係から外れる部分のみが中止される。
 - ii) 予定取引の一部が、もはや可能性が非常に高くではなくなった。
 - 可能性が非常に高くではなくなった部分が中止される
 - しかし、予定取引をヘッジ指定したのに、あとになって予定取引はもはや発生しないと企業が判断するということがあると、同様の予定取引を予想するときの当該企業の予測能力が疑われる。6.3.3 項の可能性が非常に高いかどうかの判定に影響を及ぼす。
- g) 中止したヘッジ会計で使われていたヘッジ手段やヘッジ対象を、新たなヘッジ関係に指定することはできる。これはヘッジ関係の継続ではなく、再開である。(B6.5.28 項)
 - i) ヘッジ手段が信用毀損を起こしたので、（同一のエクスポージャをヘッジするのに）新たなヘッジ手段に切り替えた。この場合、元々のヘッジ関係は全部中止。新たなヘッジ手段が同一のエクスポージャに対してヘッジ指定され、新たなヘッジ関係が発生する。ヘッジ対象のFV変動は新たなヘッジ関係指定後から測定する。
 - ii) 中止された旧ヘッジ関係で使用していたヘッジ手段を、別のヘッジ関係でヘッジ指定する

三者比較： 中止

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
<ul style="list-style-type: none"> ● 杓子定規な規定「80-125%ルール」を外れたら、ヘッジ関係全体を中止する ● ヘッジ関係は任意に中止できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジ関係が(仮にどんなにバランス再調整を行ったとしても)ヘッジ会計要件(リスク管理目的 & 有効性評価の要件)を満たさなくなった時、ヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。 ● ヘッジ関係は任意の指定で中止できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● ED 提案を維持。 ● ED 提案を維持 ● リスク管理戦略(高レベルの決定)とリスク管理目的(個別のヘッジ関係単位に決定)を区別する。これにより、「企業レベルのリスク管理戦略は不変でも、環境変化に呼応して個別のヘッジ関係レベルのリスク管理目的は変更される」という状況に対処できるようになる。この場合は、リスク管理目的が変更されるので、中止の要件を充足することとなる。

オプションの時間的価値（6.5.15 項）

タイプ	内容	FV 変動の処理	振替、組替調整、償却
取引 関連	ヘッジ対象の性質 が取引費用の場合	OCI で認識し、 資本の別区分 で累積	ヘッジ対象が事後的に非金融資産負債を発生させる時、又は、FV ヘッジを適用する確定取引になる時、資本の別区分から OCI を通さず直接当該資産負債等の当初簿価に含める。 上述以外は、ヘッジされた CF が損益をヒットするタイミングで、資本の別区分から純損益へ組替調整する。
期間 関連	ヘッジ対象の性質 がある期間のリスクを プロテクトするためのコスト である場合	OCI で認識し、 資本の別区分 で累積	元々の時間価値はヘッジ期間に亘って合理的な基準で償却していく。即ち、各期、資本の別区分から損益に組替調整する。

a) オプションを本源的価値と時間的価値に区分し、本源的価値のみをヘッジ手段に指定した時は、時間的価値は以下の通り処理する。（6.5.15 項）

i) ヘッジ対象のタイプによって時間的価値を区分する（6.5.15a）

- 取引に関連したヘッジ対象
- 期間に関連したヘッジ対象

ii) ヘッジ対象のタイプは、ヘッジ対象の性質に基づいて判定する。（B6.5.29 項）

- オプションの時間的価値が、取引に関連したヘッジ対象に関するものであるのは、ヘッジ対象の性質が取引費用の性質である場合である。例：ヘッジ対象が、当初簿価に取引費用を含む項目を発生させることになる時（商品購入の確定約定又は予定取引で、価格リスクをヘッジするためにオプションを使用。商品在庫の当初簿価に取引コストを含める）、商品売却で、オプションの時間的価値を売却費用に含めているときも同様。
- ヘッジ対象の性質がある期間のリスクをプロテクトするためのコストである場合（かつ、ヘッジ対象が上述 a) の取引費用の概念を満たさない）、オプションの時間的価値は期間関連のヘッジ対象に関連している。例：商品在庫が商品オプションを使って 6 ヶ月ヘッジされているとき、時間的価値は 6 ヶ月に亘って純損益に配分される。

iii) ヘッジ対象が取引に関連している場合は、当該ヘッジ対象に関連するオプション

の時間的価値の FV 変動は、オプションの時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲で、OCI で認識する。資本の別区分に蓄積された金額は以下の通り処理する（6.5.15 項 b））

- ヘッジ対象が事後的に非金融資産負債を発生させる時、又は、FV ヘッジを適用する確定取引になる時、資本の別区分から OCI を通さず直接当該資産負債等の当初簿価に含める。これは IAS1 で定める組替調整ではない。
 - 上述以外は、ヘッジされた CF が損益をヒットするタイミングで、資本の別区分から純損益へ（IAS1 の）組替調整する。
 - しかしその金額が損失で、その損失の全部または一部が回復不能と見込まれる時は、その時点で回収不能見込み額を（IAS1 の）組替調整として純損益に振り替える。
- iv) ヘッジ対象が期間に関連した時は、オプションの時間的価値の FV 変動は、オプションの時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲で、OCI で認識し、資本の別区分で累積する。実行時点の時間的価値は、オプションの時間的価値がヘッジ対象に関連する範囲で、オプションの本源的価値が損益（FVOCI 指定の資本性金融商品の場合は OCI）に影響を及ぼす期間に亘って合理的な基準で償却していく。即ち、各期、資本の別区分から損益に組替調整する。しかしながら、ヘッジ会計が中止された時は、資本の別区分で蓄積された金額は直ちに純損益に組替調整する。（6.5.15 項 C））
- v) ヘッジ対象の性質（いつ損益に影響を及ぼすかを含めて）は、期間に関連したオプションの時間的価値を償却する期間にも影響を及ぼす。償却期間はオプションの本源的価値が損益に影響を与える期間と整合的である必要がある。金利の上昇リスクをプロテクトするために Cap を使用する時は、Cap の時間的価値の償却は本源的価値が損益に影響を与える時期と合致する必要がある。（5 年の負債の最初の 3 年の Cap に関しては、時間的価値は最初の 3 年で償却する）（B.6.5.30）
- vi) 本処理は、実行時に時間的価値がゼロの買建オプションと売建オプションの組み合わせ（ゼロコストカラー）にも適用される。この場合でも時間的価値の FV 変動は OCI で認識する。通期では OCI の変動合計はゼロとなる。（B.6.5.31）
- vii) 第 6.5.15 項の時間的価値の処理は、オプションの時間的価値がヘッジ対象に関連している（調整後の時間的価値）範囲においてである。関連しているとは、オプションとヘッジ対象の主要条件が合致していることを言う。合致していない場合は、調整後の時間的価値（ヘッジ対象と主要条件が完全に合致していると想定した場合のオプションの時間的価値）を算定する必要がある。（B.6.5.32）
- viii) 実際の時間的価値と調整後の時間的価値が相違する場合は、第 6.5.15 項に従って資本の別区分で累積する金額を以下の通り算定する。（B.6.5.33 項）
- 開始時に、実際の時間的価値 > 調整後の時間的価値

- ✓ 調整後の時間的価値に基づいて、資本の別区分で累積する金額を決定
 - ✓ 差額は純損益
 - 開始時に、実際の時間的価値 < 調整後の時間的価値の時、以下の累積額のいずれか小さい方
 - ✓ 実際の時間的価値
 - ✓ 調整後の時間的価値
- 残余は純損益で認識する

先渡契約の金利要素（6.5.16 項）

- a) 先渡契約を金利要素とスポット要素に分割し、スポット要素のみをヘッジ手段指定した時は、残余の金利要素がヘッジ対象に関連している範囲において、残余の金利要素の FV 変動を OCI で認識する処理を行うことができる。実行時点での時間価値は、金利要素がヘッジ対象に関連している範囲において、金利要素が関連する期間に亘って合理的な基準で償却していく。即ち、各期、資本の別区分から損益に組替調整する。しかしながら、ヘッジ会計が中止された時は、資本の別区分で蓄積された金額は直ちに純損益に組替調整する。（6.5.16 項）
- b) 第 6.5.15 項の金利要素の処理は、金利要素がヘッジ対象に関連している（調整後の金利要素）限りにおいてである。関連しているとは、先渡契約とヘッジ対象の主要条件が合致していることを言う。合致していない場合は、調整後の金利要素（ヘッジ対象と主要条件が完全に合致していると想定した場合の先渡契約の金利要素）を算定する必要がある(B.6.5.34)
- c) 実際の金利要素と調整後の金利要素が相違する場合は、第 6.5.16 項に従って資本の別区分で累積する金額を以下の通り算定する。（B6.5.35 項）
- 開始時に、実際の金利要素 > 調整後の金利要素（絶対値で）
 - ✓ 調整後の金利要素に基づいて、資本の別区分で累積する金額を決定
 - ✓ 差額は純損益
 - 開始時に、実際の金利要素 < 調整後の金利要素の時（絶対値で）、以下の累積額のいずれか小さい方
 - ✓ 実際の金利要素（絶対値で）
 - ✓ 調整後の金利要素（絶対値で）
 残余は純損益で認識する

三者比較： オプションの時間的価値・先渡契約の金利要素

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
<ul style="list-style-type: none"> ● オプションの本源的価値のみをヘッジ手段指定したとき、残余の時間的価値は売買保有目的として、その FV 変動は PL で処理する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 残余の時間的価値の FV 変動は、一旦 OCI に計上の場合、ヘッジ対象の性質によって以下の通り PL 認識する <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引関連： 他の一般原則に従って AOCI から振替（非金融資産の価額調整やヘッジ対象の実現にともない PL 計上） ✓ 時間関連： 調整後時間的価値を用いて、ヘッジ関係の期間にわたり合理的に配分 	<p>ED 提案を維持。本処理は強制適用とする（選択適用は認めない）ことを明確化した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 先渡契約のスポット要素のみをヘッジ手段指定したとき、残余の金利要素は売買保有目的として、その FV 変動は PL で処理する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左。（格別の配慮は行わなかった） 	<ul style="list-style-type: none"> ● オプションの時間的価値（期間関連）の考え方を援用して、先渡契約の金利要素も期間対応で PL 認識することを認める（できる規定）。

7 項目のグループのヘッジ（6.6項）

項目のグループのヘッジの要件（6.6.1項）

a) グループの項目（純額ポジションを含む）は以下の場合に限りヘッジ対象として適格である。（6.6.1項）

<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の構成要素がヘッジ対象として適格である （グループであるからといって、格別な追加要件を設けない） ● グループの構成要素はリスク管理目的ではグループベースで管理されている ● CFヘッジで、そのCF変動がグループ全体のCF変動と比例的でなく、従って、相殺効果が見込まれるもの（純額ポジション）に関しては、さらに、以下の2条件をみताす。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨リスクであること ✓ その純額ポジションの指定が、予定取引が純損益に影響すると見込まれる報告期間を、その内容及び数量とともに、特定している
--

b) グループヘッジの適格性を整理すると以下の通り。

条 件				ヘッジ対象として適格・不適格	
加-ズド	総額 グロス			適格	
	純額 ネット	FVヘッジ		適格	
		CF ヘッジ	外貨 リスク	損益影響時期が特定できる等	適格
				特定できない	不適格
	外貨リスク以外		不適格		
オープン	純額			マクロヘッジ（別プロジェクト）	

c) 純額ポジションがヘッジ適格となるのは、純額ベースでリスク管理を行っている場合だけである。これは事実に基づき判定する（主張や文書化だけではだめ）。純額ポジションのヘッジは確立されたリスク管理方針の一部でなければならない。これは通常IAS24に定める主要な経営管理者によって承認される。（B6.6.1項）

d) 例：企業Aは、9ヶ月後にFC150,000の外貨支払（手数料支払の確定約定）と15ヶ月後のFC150,000の外貨受取（売上の確定約定）のポジションを有する。9ヶ月後期日の外貨FC100受取、機能通貨C70支払の外貨デリバティブを締結する。企業Aは外貨リスクを純額ベースでリスク管理していない。この時、外貨デリバティブと純額ポジションFC100(150,000-149,900。売上は一部だけをピックアップ)との間にヘッジ関係を指定できない。（B6.6.2項）

- e) 仮に企業 A が純額ベースでリスク管理しているが、外貨デリバティブを締結しなかったとしたら、9ヶ月間は自然にヘッジされたポジションとなる。時点が異なるので、このヘッジポジションは通常 FS では認識されない。この純額ゼロのポジションは 6.6.6 項の要件を満たすときのみ、ヘッジ適格となる。(B6.6.3 項)
- f) 純額ポジションとなる項目のグループをヘッジ指定するときは、その純額ポジションを構成する項目を含むグループ全体をヘッジ指定しなければならない。純額ポジションという抽象的な金額だけを指定することはできない。例：9ヶ月後の FC100 の売上確定約定と 18ヶ月後の FC120 の購入確定約定があるとき。FC20 の純額ポジションという抽象的な金額だけをヘッジ指定することはできない。純額ポジションを構成する、総額の売上と総額の購入をヘッジ指定しなければならない。ヘッジ会計の適格要件を充足する為には、純額ポジションを生み出す総額ポジションをヘッジ指定しなければならない。(B6.6.4 項)
- g) 純額ポジションの有効性評価においては、ヘッジ手段の FV 変動と同時に、ヘッジ手段と同様の効果をもつ純額ポジションを構成するヘッジ対象の価値変動を検討しなければならない。(B6.6.6 項)
- 例：売却確定約定 FC100, 購入確定約定 FC120 からなる純額ポジション FC20 を、先物予約 FC20 でヘッジする場合。有効性評価にあたっては、次の関係を検討しなければならない。
- ✓ 売却確定約定 FC100 の外貨に関する価値変動と先物予約 FC20 の FV 変動
 - ✓ 購入確定約定 FC120 の外貨に関する価値変動

純額ポジションの CF ヘッジ

- h) 純額ポジションのヘッジ適格性はヘッジのタイプに依存する。FV ヘッジならば、ネットポジションは適格なヘッジ対象となる。CF ヘッジの場合は、外貨リスクに関するヘッジであって、かつ、その純額ポジションの指定が、予定取引が純損益に影響すると見込まれる報告期間を、その内容及び数量とともに、特定している場合、ヘッジ対象として適格となる。(B6.6.7 項)
- i) 例：売上の下層 FC100 購入の下層 FC150 からなる純額ポジションの CF ヘッジを考える。この時、以下の文書化（時期、分量、性質を特定する）が必要。(B.6.6.8 項)
- i) 売上の下層 FC100
 - 商品 A FC70 (第 1 期に損益に影響)
 - 商品 B FC30 (第 2 期に損益に影響)
 - ii) 購入の下層 FC150
 - 機械 A FC60 (第 3 期から 10 期間にわたって減価償却・損益に影響)
 - 機械 B FC40 (第 4 期から 20 期間にわたって減価償却・損益に影響)
 - 原料 A FC50 (第 3 期及び 4 期に損益に影響)

➤ 減価償却のパターン等も文書化（「性質」の記載）

- j) 純額ポジションの CF ヘッジの AOCI で認識する（有効部分）金額の決定においては、ヘッジ手段の FV 変動と同時に、ヘッジ手段と同様の効果をもつ純額ポジションを構成するヘッジ対象の価値変動を検討しなければならない。（B6.6.9 項）

例：売却予定取引 FC100, 購入予定取引 FC120 からなる純額ポジション FC20 を、先物予約 FC20 でヘッジする場合。AOCI に認識する金額を決定するために、次の二つを比較する

- ✓ 売却予定取引 FC100 の外貨に関する価値変動と先物予約 FC20 の FV 変動
- ✓ 購入予定取引 FC120 の外貨に関する価値変動

名目金額の指定（6.6.2-6.6.3 項）

- a) 企業のリスク管理目的と整合する限りにおいて、適格なグループの一定割合はヘッジ対象として適格である。（6.6.2 項）
- b) グループのなかの階層（例えば下層）は以下の条件を満たす限りヘッジ適格である（6.6.3 項）

i) 独立して識別でき、信頼性をもって測定できる
ii) リスク管理目的が当該階層を管理することである
iii) 当該層を指定するもととなったグループの各項目は同一のリスクに晒されている（ヘッジされた層の測定は当該層にどの項目が入るかによって著しく影響されない）
iv) 既存項目（例：未認識の確定約定又は認識された資産）のヘッジに関しては、（企業が適格要件に合致できるように）ヘッジされた層の元となったグループの各項目を特定し、追跡できる。
v) 期限前償還オプションを含むグループの各項目は、B.6.3.20 項に規定した要件を充足していること

表示（6.6.4-6.6.5 項）

グループのタイプ	ヘッジ手段の利得の表示方法
総額ポジションのヘッジ	影響を受けるヘッジ対象の表示科目に配分する
純額ポジションのヘッジ	独立した表示科目でに表示する。

- a) 項目のグループの CF ヘッジの場合、ヘッジ対象は異なった純損又は OCI の表示科目に影響する場合がある。その際、ヘッジ手段の利得・損失の表示方法は総額ポジション

ンのヘッジが純額ポジションのヘッジかによって異なる。(B6.6.13 項)

- b) グループのなかに相殺する項目がない場合（総額ポジションのヘッジ：外貨の種々の経費支払をヘッジ）は、ヘッジ手段の利得は影響を受けるヘッジ対象の表示科目に配分する。この配分は合理的なベースで行うこと。また、ヘッジ手段をグロスアップしてはいけない。(B6.6.14 項)
- c) 相殺されるリスクポジションを持つグループのヘッジ(純額ポジションのヘッジ)で、そのヘッジされたリスクが損益計算書又は OCI 計算書の別の表示科目に影響を与える場合は、ヘッジ手段の利得は当該影響を受ける表示科目とは独立した表示科目で表示する。その結果、ヘッジ対象に関連する表示科目自体（例：売上、売上原価）は（ヘッジ効果の）影響を受けずに（そのままを）表示することになる(6.6.4 項、B6.6.15 項)
- d) FV ヘッジの一部については、ヘッジ対象の FV 変化を相殺するというよりも、ヘッジ対象の CF を変更することを目的に実行されるものがある。例：固定金利の負債の固定金利リスクを金利スワップを使ってヘッジするとき、目的は固定金利を変動金利に変更することである。この目的は、会計上、金利スワップの金利をアクルーアルして純損益認識することで達成できる。純額ポジションヘッジの場合、このアクルーアルは独立の表示科目で純損益・OCI 認識する必要がある。これはヘッジ手段の利得損失をグロスアップするのを防止することになる。(B6.6.16 項)
- e) FV ヘッジにおいてグループとして一緒にヘッジされている資産負債については、当該資産負債に係る利得損失は、当該資産・負債の簿価の修正として認識される。(6.6.5 項)

純額でゼロのポジション（6.6.6 項）

- a) （リスク管理上グループで管理され、ヘッジ対象同志が完全に相殺しあう等で）純額でゼロとなる時、以下の条件が充足されている限り、ヘッジ手段がなくてもそのグループをヘッジ関係指定することができる。(6.6.6 項)
 - i) そのヘッジがローリング正味リスクヘッジ戦略の一部であり、それにより、時間の経過とともに（例えば、取引が企業がヘッジしている期間帯に移った時に）同じ種類の新規のポジションを企業が日常的にヘッジしている
 - ii) ヘッジされる純額ポジションの大きさが、ローリング正味リスクヘッジ戦略の期間にわたり変化し、企業がその正味リスクをヘッジするために適格なヘッジ手段を使用している
 - iii) 純額ポジションがゼロでなく、純額ポジションが適格なヘッジ手段でヘッジされているならば、通常、ヘッジ会計が適用となる
 - iv) 純額でゼロのポジションにヘッジ会計を適用しないと、（適用していたならば）認識できたであろう相殺効果を認識できないために、会計処理結果が一貫したものとならない

三者比較： グループ項目のヘッジ

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
<ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジされたリスクに対するグループの各項目の FV 変動は、同リスクに対するグループ全体としての FV 変動に比例的であることが必要 ● 純額ポジションのヘッジは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の項目がヘッジ要件を満たしており、かつ、グループベースでリスク管理されているのであれば、グループでのヘッジを認める。グループだからといって格別の条件 (IAS39 の「比例的」等の条件) は設けない。 ● 純額ポジションのヘッジも許容する。ただし、CF ヘッジで純損益に与える期間が跨るものは不可 ● 純額ポジションのヘッジの場合、損益計算書の独立科目に表示 	<p>ED 提案を維持。一部明確化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グループでのヘッジを認める点については、ED 提案を維持 ● 純額ポジションの CF ヘッジは以下の 2 条件を同時に満たすときのみ適格とする (明確化) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 為替リスクのヘッジ (に限定) ✓ その純額ポジションの指定が、予定取引が純損益に影響すると見込まれる報告期間を、その内容及び数量とともに、特定している ● 左記を維持

8 クレデリを使った信用リスクのヘッジ（6.7項）

信用エクスポージャに対して FVPL 指定できる条件（6.7.1項）

- a) FVPL で測定されるクレデリを使って全ての又は一部の金融商品の信用リスク(信用エクスポージャ)を管理している場合には、以下の条件を充足するとき、そのように管理されている限りにおいて、当該金融商品（又はその一部）を FVPL 指定できる（筆者注：これは、「拡大版 FVO」とでも称すべき処理である）。即ち、(6.7.1項)
 - i) 信用エクスポージャの名前（借入人、又は、ローンコミットメントの場合は所有者）が、クレデリの参照企業に一致すること（名前の一致）かつ、
 - ii) 当該金融商品の優先劣後関係(Seniority)と、クレデリに従って引き渡される商品の優先劣後関係が一致する、
- b) 信用リスクを管理されている商品が IFRS9 の範疇にあるかどうかに関わらず、この指定を行うことができる。(IFRS9 の範疇外のローンコミットメントに対しても本指定を行うことが可能) (6.7.1項)
- c) 本指定は、開始時でも、事後でも可能。また、財務諸表に認識されていない場合でも可能。企業は、指定を同時に文書化しておく必要がある。(6.7.1項)

FVPL 指定した信用エクスポージャの会計処理（6.7.2-6.7.4項）

- a) 事後に FVPL 指定したとき、又は、それまで財務諸表に認識されていないときは、指定時点での簿価と FV の差額はただちに PL 認識する。(6.7.2項)
- b) 以下の条件を充足したときは、当該金融商品（又はその一部）を FVPL で測定することを中止しなければならない。(6.7.3項)
 - i) 6.7.1 項の要件をもはや充足しなくなった。
 - ✓ クレデリ又は信用リスクを発生させる金融商品が売却、終了、又は決済された。
 - ✓ 金融商品の信用リスクがもはや FV ベースで管理されなくなった。原因としては、例えば、借入人やローンコミットメントの所有者の信用の質が改善された、又は、企業に課せられる資本要件が変更された
 - ii) 当該金融商品は、（この指定がなければ）FVPL で測定することを要求されていない
- c) 金融商品（又は、その一部）を FVPL で認識することを中止した場合、中止時点の FV が当該金融商品の新しい帳簿価額となる。その後は、この指定をする以前の測定方法で測定する。例えば、従来償却原価で測定していた金融商品は、指定中止後は、償却原価測定に回帰する。指定中止時点の新しい簿価をもとに実効金利を再計算する。ローンコミットメントは以下のうち大きいほうで認識する。(6.7.4項)

- i) IAS37 で決められる金額
- ii) 中止時点の新しい帳簿価額から償却累積額を控除した金額。償却期間はコミットメントの残存期間となる。

（背景） クレデリを使った信用リスクのヘッジの処理を検討した理由

- a) 多くの金融機関は、クレデリを使って信用リスクを管理している。
- b) しかし、信用リスク要素を切り出して計測することが実務上不可能であるため、信用リスクについてはヘッジ会計が適用出来ない。一方、FVO は適用要件が硬直的（開始時点&全額指定のみ可能。中止不可。ローンコミットメントローンに適用不可）な為、ほとんどの金融機関は FVO を利用してない。
- c) 現状、クレデリを使って信用リスクを管理すると、会計上のミスマッチが発生する。
 - i) 貸出金は償却原価で処理
 - ii) ローンコミットメントはオフバラで財政状態計算書上認識されない。
 - iii) クレデリの FV 変動は P/L で認識される
- d) 解決策として、信用リスク管理とより整合した形での「公正価値会計（FVTPL）を選択できる処理」を定めた。

三者比較： クレデリを使った信用リスクのヘッジ

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
（格別の手当てなし）	（検討したが、具体的な提案には至らず） 検討内容 ・ 信用リスクをリスク要素として切り出すことは困難 ・ 拡大版 FVO を適用する案も検討したが、複雑性が増大するので断念 ED では、検討経緯・代替案を提示して、関係者の意見を聴取することとした	<ul style="list-style-type: none"> ● ローン等に拡大版 FVO を適用する。 ● 通常の FVO から拡大される点 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事後の指定も可 ✓ 一定の条件のもとで中止しなければならない ✓ 金額の一部指定も可 ✓ ローンコミットメントにも適用可能 ● 事後指定時の時価・簿価差額は即時に PL 認識する

結論の根拠によると、次の手法を検討したが、採用には至らなかったとのことである。（BC6.378-6.416）

- 「信用リスクをリスク要素として扱う（ヘッジ会計）」
- 「一般的なリスク要素要件に対する例外とする（ヘッジ会計）」
- 「金融保証契約会計を適用する」
- 「オプションの時間的価値の処理を援用する」
- 「保険アプローチを適用する」
- 「みなし信用調整アプローチを適用する」

9 非金融項目の契約に対する会計処理（自己使用の例外）

（IAS32 の 8 項、IAS39 の 5 項 & 5A 項）

- a) 現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約は、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、本基準を適用しなければならない（担当者注 1）。ただし、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約は除く（担当者注 2）。しかしながら、企業が IAS39 の第 5A 項に従って FVPL で測定することを指定した契約に対しては、本基準を適用しなければならない。（IAS32 8 項、IAS39 5 項）

担当者注 1：慣例では「デリバティブ会計を適用する」と称する

担当者注 2：慣例では「自己使用の例外（自己使用の場合はデリバティブ会計を適用できない）」と称する

- b) 現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約で、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約に対しては、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、当初認識時において FVPL で測定することを取消不能で指定することができる（担当者注 3）。企業がこの指定をできるのは、そうすることで、本基準の対象外とされることによって当該契約を認識しないことにより発生する認識の不整合（会計上の不一致）を除去する又は著しく減少させる場合だけである。（IAS39 5A 項）

担当者注 3：慣例では「FV0 を適用する」と称する

三者比較： 非金融項目の契約に対する会計処理（自己使用の例外）

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
<ul style="list-style-type: none"> ● 自己使用に該当する場合 デリバティブ会計適用不可 （原価法を適用） ● 自己使用に該当しない場合 デリバティブ会計適用可 （FV 評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己使用に該当する場合であつても、以下の条件を満たすとき、デリバティブ会計を適用（強制） <ul style="list-style-type: none"> ✓ FV で管理されており、かつ ✓ ネットポジションが Zero 又は Zero に近似するように管理されている 	<p>（ED 提案を変更・改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会計上のミスマッチを除去又は著しく削減することを条件に、自己使用の例外に該当する契約に対して F V O を適用する。

10 開示（IFRS7 21A-24G 項）

全般

- a) 企業は、ヘッジを行い、かつ、ヘッジ会計を選択したリスク・エクスポージャーに関して、第 21B 項から 24F 項までの開示要件を適用しなければならない。ヘッジ会計の開示は以下についての情報を提供しなければならない。（21A 項）
 - i) 企業のリスク管理戦略及びそれをリスク管理に適用する方法
 - ii) 企業のヘッジ活動が将来 CF の金額、時期及び不確実性に影響を与えるであろう仕組み
 - iii) ヘッジ会計が企業の財政状態計算書、財務業績計算書及び株主資本等変動計算書に与えてきた影響
- b) 企業は、求められている開示を FS の単一の注記又は独立した項目として表示しなければならない。しかしながら、FS から経営説明やリスクレポートといった他の計算書への相互参照によって織り込まれて情報で、FS と同じ条件で同時期に FS 利用者が利用可能であれば、企業は既にいずこかで表示されている情報を重複して表示する必要はない。相互参照の情報がない場合、FS は不完全である。（21B 項）
- c) 第 22A 項から第 24F 項にてリスクカテゴリーによって情報を区別することを企業に要求する際、企業がヘッジすることを決め、ヘッジ会計が適用されるリスクエクスポージャーを基礎として、個々のリスクカテゴリーを決定しなければならない。企業はすべてのヘッジ会計の開示と統合的にリスクカテゴリーを決定しなければならない。（21C 項）
- d) 第 21A 項の目的を満たすため、企業はどの程度詳細な開示を行うか、開示要求の異なる観点をどのように強調するか、集約又は分解の適切な水準、FS 利用者が開示される定量的情報を評価するための追加の情報が必要かどうか、ということ判断しなければならない。しかしながら、企業が集約又は分解の水準を判断するとき、本 IFRS 及び IFRS13「公正価値測定」における他の開示要求に対して使用している集約又は分解の水準を使用しなければならない。（21D 項）

リスク管理戦略

- a) 企業は、ヘッジをすると決め、ヘッジ会計が適用されるリスクエクスポージャーの個々のカテゴリーに対するリスク管理戦略を説明しなければならない。当該説明は、FS 利用者が例えば以下のことを評価できるものでなければならない。（22A 項）
 - i) 個々のリスクの発生の仕方
 - ii) 企業が個々のリスクを管理する方法。企業が対象項目の全リスクを全体としてヘッジするか、又はあるリスク要素だけをヘッジするかその理由は何か、を含む。
 - iii) 企業が管理するリスクエクスポージャーの範囲

- b) 22A 項の要件を満たすために、情報には以下のもの（これに限られない）が含まなければならない（22B 項）
 - i) リスク・エクスポージャをヘッジするために使用されるヘッジ手段（及び、ヘッジ手段の使用の仕方）
 - ii) 企業は、ヘッジ有効性を評価する目的で、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関連性をどのように決定するか
 - iii) 企業はヘッジ比率をどのように設定するか、及び、ヘッジの非有効性の発生原因は何か？
- c) リスク要素をヘッジ対象として指定する場合は、以下に関する定性または定量情報（22C 項）
 - i) 企業は、どのようにリスク要素を決定したか？（これには、リスク要素と全体との関係の性質の記述を含む）
 - ii) リスク要素が全体とどのように関連しているか？（例：当該リスク要素は、歴史的にみて、全体の FV 変動の平均 80%を占めてきた）

将来 CF の金額、時期及び不確実性

- a) 第 23C 項で免除されている場合を除いて、企業は、FS 利用者がヘッジ手段の条項及び条件、並びに、当該ヘッジ手段が将来の CF の金額、時期、及び不確実性に与える影響を評価することができるような定量的情報をリスクカテゴリー毎に開示しなければならない。（23A 項）
- b) 第 23A 項の要件を満たすために、企業は、以下の内訳開示を行わなければならない。（23B 項）
 - i) ヘッジ手段の名目金額の時期に関するプロファイル
 - ii) もし可能ならば、ヘッジ手段の平均価格又は平均レート（例：行使価格、先物価格）
- c) ヘッジ手段とヘッジ対象の双方が頻繁に変動する（企業がダイナミック戦略を採用しており、エクスポージャと当該エクスポージャを管理するために使用するヘッジ手段の双方が長期間不変ということはない状況）ために、ヘッジ関係を頻繁に再設定（中止 再開）する状況では、企業は、（23C 項）
 - i) 23A 項及び 23B 項で要求される開示を免除される
 - ii) 以下を開示する
 - ✓ ヘッジ関係に関連して、究極のリスク管理目的は何かに関する情報
 - ✓ ヘッジ会計を使って、かつ、当該ヘッジ関係を指定することで、企業のリスク管理戦略をどのように反映させるかに関する記述
 - ✓ ヘッジ関係との関連で、企業のプロセスの一環として、どれだけ頻繁にヘッジ関係を中止し、再開するかに関する示唆

- d) リスクカテゴリー毎に、企業は、ヘッジ関係にその存続期間中に影響を与えると予想されるヘッジ非有効部分の発生原因の記述を開示しなければならない。(23D 項)
- e) ヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分の他の発生原因が生じた場合には、企業はそれらの発生原因を開示し、それによるヘッジ非有効部分を説明しなければならない。(23E 項)
- f) CF ヘッジに対しては、前期においてはヘッジ会計を使用していたが、もはや発生するとは思われない予定取引に関する記述を開示しなければならない。(23F 項)

主要な FS に対するヘッジ会計の影響

- a) 企業は、ヘッジ手段として指定した項目に関連する次の金額を、ヘッジ（FVH、CFH 又は在外営業活動体への純投資のヘッジ）の個々のタイプに対して、リスクカテゴリー別に区別して、表形式で開示しなければならない。(24A 項)
 - i) ヘッジ手段の簿価（金融資産と金融負債を区別して）
 - ii) 財政状態計算書上のヘッジ手段の計上場所
 - iii) 当期にヘッジの非有効を認識するベースとして使用されたヘッジ手段の FV 変動
 - iv) ヘッジ手段に関連する想定元本（例えば重量又は体積）
- d) 企業は、ヘッジ対象に関連する次の金額を、ヘッジのタイプに対して、リスクカテゴリー別に区別して、表形式で開示しなければならない。(24B 項)
 - i) FVH において、
 - 財政状態計算書に認識されたヘッジ対象の簿価（資産と負債を区別して）
 - 財政状態計算書に認識されたヘッジ対象の簿価に含まれる、ヘッジ対象にかかる FV ヘッジ調整額の累計額（資産と負債を区別して）
 - 財政状態計算書上のヘッジ対象の計上場所
 - 当期にヘッジの非有効を認識するベースとして使用されたヘッジ対象の価値変動
 - ヘッジ会計が中止されたヘッジ対象に関わる財政状態計算書上に残っているヘッジ調整額
 - ii) CFH 又は在外営業活動体への純投資のヘッジにおいて、
 - 当期にヘッジの非有効を認識するベースとして使用されたヘッジ対象の価値変動
 - IFRS9 の 6.5.11 項及び 6.5.13.(a)項に従って処理される継続中のヘッジに対する CFH リザーブ又は外貨換算リザーブの残存金額
 - ヘッジ会計が中止されたヘッジの CFH リザーブ又は外貨換算リザーブの残存金額
- e) 企業は、次の金額をヘッジのタイプに対して、リスクカテゴリー別に区別して、表形式で開示しなければならない。(24C 項)

- i) FVH において
 - ヘッジの非有効性
 - 損益又は OCI 計算書上のヘッジ非有効の計上場所
- ii) CFH 又は在外営業活動体への純投資のヘッジにおいて、
 - OCI で認識されたヘッジ手段の評価額の変動
 - 純損益に認識されたヘッジの非有効性
 - 包括利益計算書のヘッジの非有効性の計上場所
 - 組替調整額として CFH リザーブ又は外貨換算リザーブから純損益に振り替えられた金額（IAS 第 1 号参照）。これは、ヘッジされた将来 CF はもはや発生しないと予想される場合の従前ヘッジ会計が使われていた際の金額と、ヘッジ対象が純損益に影響を与えたために振り替えられた金額の間で区別される。
 - 包括利益計算書上の組替調整額の計上場所（IAS 第 1 号参照）
 - 純額ポジションのヘッジに関して、包括利益計算書の独立した表示科目で認識されたヘッジの利得又は損失
- f) 第 23C 項の例外が適用されるヘッジ関係の分量が、当該期の通常分量を表していない（報告日現在の分量が期中の分量を表していない）場合、企業はその事実及び理由を開示する。（24D 項）
- g) 企業は、株主資本等変動計算書又は FS の注記の中で IAS 第 1 号に従った OCI 累計額の調整表を提供しなければならない。これは、（ 24E 項 ）
 - i) FS 利用者が少なくとも、第 24 項(b)()、(b)()、及び、6.5.11(d)()、(d)() にある開示に関連する金額を識別できるものである。
 - ii) IFRS9 の第 6.5.15 項に従ってオプションの時間的価値を会計処理するときに、取引関連のヘッジ対象をヘッジするオプションの時間的価値に係る金額と、期間関連のヘッジ対象をヘッジするオプションの時間的価値に係る金額を区別すること。また、IFRS9 の第 6.5.16 項に従って会計処理する先渡契約の金利要素に関連する金額を区別すること。
- h) 第 24E 項(a)(b)の要件をリスクカテゴリー毎に開示しなければならない。（ 24F 項 ）

信用エクスポージャを FVPL で測定するオプション

- i) ある金融商品の信用リスクをクレデリを使用して管理しているために、当該金融商品の全部または一部を FVPL で測定することを指定した場合、企業は以下を開示しなければならない。（ 24G 項 ）
 - i) IFRS9 の第 6.7.1 項に従って FVPL 指定した金融商品の信用リスクを管理するために使用されたクレデリの名目金額と FV の期首と期末との調整表。

- ii) IFRS9 の第 6.7.1 項に従って商品を FVPL 指定したときに、PL に認識された利得損失
- iii) IFRS9 の第 6.7.4 項に従って FVPL 指定を中止した時に、新たな原価又は償却原価と見做した金融商品の FV と、関連する名目又は本体金額（IAS1 に従って比較情報を提供する場合を除いて、翌期以降の開示は不要）

三者比較： クレデリを使った信用リスクのヘッジ

現行 IAS39	ED(2010/12)	RD(2012/09)
(格別の手当てなし)	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示の範囲 企業がヘッジすることを決定し、かつヘッジ会計が適用されているリスクエクスポージャー ● 開示項目 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業のリスク管理 ✓ 将来 CF の金額、時期及び不確実性 ✓ ヘッジ会計が財政諸表に与える影響 	(ED 提案維持。一部変更。) <ul style="list-style-type: none"> ● 開示範囲は ED 提案通り ● 将来 CF の金額、時期及び不確実性に関して以下の通り変更 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業上の機密情報であることを考慮して、ヘッジ手段の情報開示に限定 ✓ ダイナミックヘッジを行っている場合、開示を省略

11 発効日及び経過措置（第7章）

- a) 本 IFRS は 2015 年 1 月 1 日以降開始される会計年度から適用される。早期適用は許容される。本 IFRS を適用するときは、本 IFRS の全ての要件を適用しなければならない。(7.1.1 項)
- b) 第 7.2.21 項を除いて、本基準のヘッジ会計要件は将来に向かって適用する。(7.2.17 項)
- c) 本 IFRS の適用日からヘッジ会計を適用するためには、すべての適格要件を当該適用日において満たさなければならない。(7.2.18 項)
- d) IAS 第 39 号に従ってヘッジ会計として適格性があり、かつ、移行にあたってバランス再調整を考慮すると、本 IFRS の要件（第 6.4.1 項参照）に従ってもヘッジ会計として適格性のあるヘッジ関係は、継続したヘッジ関係としてみなさなければならない。(7.2.19 項)
- e) 本 IFRS のヘッジ会計要件を最初に適用するにあたって、企業は、(7.2.20 項)
 - i) これらの要求事項の適用を、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項の適用を停止するのと同じ時点から開始することができる
 - ii) ヘッジ会計を継続させるためにバランス再調整を行う場合は、IAS39 に沿ったヘッジ比率をその出発点としてバランス再調整を行わなければならない。バランス再調整に伴う利得損失は PL で認識しなければならない。
- f) 本基準のヘッジ会計用を将来に向かって適用することの例外として、企業は、(7.2.21 項)
 - i) IAS39 に従ってオプションの本源的価値だけをヘッジ関係に指定されていた場合は、オプションの時間的価値の会計処理(第 6.5.15 項参照)を遡及的に適用しなければならない。この遡及適用は比較期間の最初の期首に存在していたか、又は、その後指定されたヘッジ関係に適用する。
 - ii) IAS39 に従って先渡契約のうちスポット要素だけがヘッジ関係に指定されていた場合は、先渡契約の金利要素の会計処理(第 6.5.16 項参照)を遡及的に適用することができる。この遡及適用は比較期間の最初の期首に存在していたか、又は、その後指定されたヘッジ関係に適用する。さらに、企業がこの遡及適用を選択する場合は、この選択を行える他の全てのヘッジ関係についても同様に適用しなければならない（即ち、この選択はヘッジ関係毎の単位では適用できない）。
- g) 本 IFRS は、2009 年発行の IFRS9 及び 2010 年発行の IFRS9 にとって代わる。しかし、2015 年 1 月 1 日より前に開始される年度に関しては、本基準ではなく、2009 年発行の IFRS9 又は 2010 年発行の IFRS9 を適用することができる。(7.3.2 項)

ヘッジ会計 設例

開示

IG13C. IFRS7 の第 24A 項は、ヘッジ手段に指定した対象項目に関連する特定の金額を表形式で開示するよう要求している。次の例は当該情報の開示方法の例を示している。

	ヘッジ手段の名目 元本	ヘッジ手段の簿価		SFP における計上場所	201X 年にヘッジの非有効を認識するベースとして使用されたヘッジ手段の FV 変動
		資産	負債		
CFH					
商品価格リスク - 先渡契約	XX	XX	XX	Line item XX	XX
FVH					
金利リスク - 金利スワップ	XX	XX	XX	Line item XX	XX
為替リスク - 外貨建借入	XX	XX	XX	Line item XX	XX

IG13D. IFRS7 の第 24B 項は、ヘッジ対象に指定した対象項目に関連する特定の金額を表形式で開示するよう要求している。次の例は当該情報の開示方法の例を示している。

	ヘッジ対象の簿価		ヘッジ対象の簿価 に含まれる利得・損失の累計額		SFP における計上場所	201X 年にヘッジの非有効を認識するベースとして使用されたヘッジ対象の FV 変動	CFH リザーブ
	資産	負債	資産	負債			
CFH							
商品価格リスク							
- 予定売上	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	xx	xx
- 中止したヘッジ (予定売上)	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	xx
FVH							
金利リスク							
- 借入のヘッジ調整	-	xx	-	xx	Line item xx	xx	n/a
- 中止したヘッジ (借入のヘッジ調整)	-	xx	-	xx	Line item xx	n/a	n/a
為替リスク							
- 確定約定	xx	xx	xx	xx	Line item xx	xx	n/a

IG13E. IFRS7 の第 24C 項は、ヘッジ会計を適用した結果、包括利益計算書に影響を与える特定の金額を表形式で開示するよう要求している。次の例は当該情報の開示方法の例を示している。

CFH	純額ポジションのヘッジにより区別された表示科目で認識される純損益	OCI におけるヘッジ手段の評価額の変動	純損益に入る非有効	ヘッジ非有効を含む純損益の表示科目	CFH リザーブから純損益への振替額	組替調整により影響を受ける純損益の表示科目
- 商品価格リスク	xx	xx	xx	Line item X	xx	Line item Y
- 中止したヘッジ	n/a	n/a	n/a	n/a	xx	Line item Z

FVH	純損益に入る非有効	ヘッジ非有効を含む純損益の表示科目
- 金利リスク	xx	Line item X
- 為替リスク	xx	Line item X